

東彼杵町小中学校ICT機器等更新に係るプロポーザル実施要項

1 概要

東彼杵町では、町立小学校2校及び中学校1校のICT機器等更新に係る公募型プロポーザルを実施します。平成31年11月末で丸5年となることから、平成31年12月からの町立小学校2校及び中学校1校のICT機器等更新について、児童生徒の学力向上の観点から、改めてICT機器更新業者を選定しようとするものである。

2 対象施設

- (1) 需要場所 彼杵小学校、千綿小学校、彼杵中学校の3学校

3 仕様

- (1) 別紙仕様書のとおり
(3) 契約期間 平成31年12月1日から平成36年11月30日まで（5年間）

4 積算方法

- (1) 金額の算定に当たっては、施設ごとの1年間の金額を算定し、全施設の合計額を算出すること。及び、5年間総額も併せて算出すること。
(2) (1)には消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。
(3) 総額の算出基礎として、任意様式による内訳書を作成し、添付すること。

5 請求方法

- (1) リース料金は、1月ごとに会社から請求するものとする。

6 スケジュール

募集要項公表	平成30年12月 3日（月）
質問の受付	平成30年12月3日（月）～平成30年12月13日（木）
質問の回答	平成30年12月20日（木）（予定）
提案書受付	平成30年12月3日（月）～平成30年12月28日（金）
選定審査	
書類審査	平成31年1月上旬（予定）
プレゼンテーション審査	平成31年1月下旬～2月下旬（予定）
結果通知	平成30年4月下旬～5月上旬（予定）
契約締結	平成31年7月（予定）
準備工事等	平成31年7月～平成31年11月
供給期間	平成31年12月 1日～平成36年11月30日

7 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 東彼杵町競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けていない者であること。
- (3) 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を現に受けていない者であること。
- (4) 供用開始日までにICT機器が活用できる環境の体制を整備できる者であること。
- (5) 直近2年度分の町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の役員等が、東彼杵町暴力団排除条例（平成24年9月28日条例第35号）第2条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員（暴力団の構成員及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）
 - イ 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ウ 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっている者
 - エ 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（前号に該当するものを除く。）

8 応募方法

(1) 提案書受付期間及び提出方法

- ア 受付期間 平成30年12月 3日（月）～平成30年12月28日（金）17時必着
- イ 提出方法 持参または郵送
- ウ 提出先 〒859-3807 長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷706-4
東彼杵町教育委員会 学校教育係

(2) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

- ア 東彼杵町小中学校ICT機器等更新に係る提案書（任意様式）
- イ 事業者概要書（任意様式）
- ウ 算出基礎となる内訳表（任意様式）
- エ 納税証明書
直近2年度分の東彼杵町に納付すべき法人町民税、固定資産税の納税証明書（東彼杵町に対する納税義務のない者にあつては、直近2事業年度分の法人税の納税証明書）並びに直近2事業年度分の消費税及び地方消費税の納税証明書。

オ 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書（任意様式）

カ 役員一覧表（任意様式）

キ 法人登記簿謄本の写し

（３）提出部数

上記（２）の提出書類は、正１部、副１０部ずつ提出すること。

９ 質疑応答

（１）質問受付期間及び質問方法

ア 受付期間 平成30年12月 3日（月）～平成30年12月13日（木）17時必着

イ 質問方法 任意様式により電子メールで提出すること。

ウ 提出先 東彼杵町教育委員会

E-mail : kyoui-soumu@town.higashisonogi.lg.jp

（２）回答

提出された質問への回答は、質問者あて電子メールで回答するほか、町のホームページで公表する。

10 事業者選定方法

（１）決定までの流れ

町が設置する児童生徒用パソコン導入検討委員会による審査結果に基づき、最優秀提案者を選定し、契約を締結する。

（２）審査方法

選定審査は書類審査及びプレゼンテーション審査の２段階審査とする。応募者多数の場合は、書類審査により３者程度をプレゼンテーション審査へ進む応募者として選定する。

（３）審査基準

審査する際の基準は、事業者の遂行能力、価格、その他の優位性等を総合的に判断する。

（４）審査結果の通知

各審査の結果については、各審査の審査対象となった提案者全員に通知するものとする。

（５）留意事項

次のいずれかに該当するときは、事業者としての決定を取り消すものとする。

ア 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

イ 選考委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。

ウ 事業者の決定から契約締結までの間に、事業者の資金事情の変化等により、業務

の履行が困難であると町長が判断したとき。

エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと町長が判断したとき。

オ 事業者が、「7応募資格」に掲げる資格要件に適合しなくなったとき。

(6) その他

ア 上記(5)により事業者としての決定を取り消した場合は、次点者を繰り上げて選定するものとする。

イ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

ウ 応募に関し提出された書類は、一切返却しないものとする。

11 担当窓口

東彼杵町教育委員会

〒859-3807 長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷 706-4

E-mail : kyoui-soumu@town.higashisonogi.lg.jp

電 話 : 0957-46-0353 (直通)

F A X : 0957-46-0757